

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 59 年（春又は夏）ごろ、A 市役所から、国民年金保険料の未納分について未納のままにしておくに 25 年の受給資格に足りなくなり、今まで掛けていた分も無駄になると連絡を受け、実家の父親から 100 万円を借り、自ら市役所に出向き、国民健康保険、市民税等の未納分もまとめて納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 12 月に国民年金に任意加入し、翌 50 年 4 月から厚生年金保険に加入する 51 年 12 月までの国民年金加入期間について、国民年金付加保険料も納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、その後、国民年金保険料を納付できる生活状況に無かった時期もあったが、申立期間の前年度に当たる昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料は納付している。

さらに、申立人は、「昭和 59 年ごろは、経営していた店を売却したころで、市役所から納付を勧められ、店の売却代金から国民年金保険料、市民税等を支払ったが足りなかったため、実家の父親から今後の生活費を含め 100 万円を借り、その中から保険料の支払いを行った。」と主張しており、当時、申立人が 35 歳であり、市役所において、年金受給権の確保ということで納付督促を行ったことが考えられ、申立期間の保険料の現年度納付が可能であり、保険料の納付場所についても一致している上、その父親が 100 万円を申立人に貸していることを証言していることから、申立内容に信^{びよう}憑性が認められる。

加えて、申立人の申立期間後の国民年金保険料の納付状況をみると、保険料の納付が厳しい時期には、納付免除制度を活用するなど、納付意識を持ち続け、生活に余裕が出てきた時期に保険料を過年度納付している上、第3号被保険者への切替手続や第1号被保険者への種別変更手続を適切に行い、昭和62年4月からは保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から同年9月まで

昭和45年11月に婚姻届を提出する際、国民年金の加入を窓口の方に勧められ、手続を行った。それ以降の国民年金保険料は集金人に支払い、結婚前である同年6月から9月までの保険料については、46年4月ごろに市役所から支払うよう連絡が来た。その際、「結婚前の年金は実家が納めるべき」と言われ、切ない思いをしたことを鮮明に覚えており、これに対し、「今は自分の妻だから自分が納める。」と主人が言ってくれたことに今でも感謝している。農業ができない雨の日に夫婦二人で市役所の窓口に行き、国民年金保険料の納付を行ったことから、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月に国民年金に加入後、60歳になる平成19年6月までの間、国民年金保険料を納付し続け、翌月からは、任意加入して現在も保険料を納付している上、申立人の夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になる平成13年1月までの間、保険料を完納しており、申立人夫婦は共に納付意識が高かったと認められる。

また、申立人は、結婚前における申立期間の国民年金保険料の納付について、具体的なやり取りを記憶しており、その夫からも「今は自分の妻だから自分が納める。」と同様の証言が得られたことから、申立内容には、信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、申立人は、「昭和46年4月に市役所から国民年金保険料の未納分の納付督促があり、夫婦二人で市役所の窓口で保険料を納付した。」と主

張しており、申立期間は、4か月と短期間である上、当時市役所において、4月までは前年度の保険料の納付が可能であり、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から27年5月1日まで
社会保険事務所へ行ったときに脱退手当金が支給されていることを知ったが、支給となっている昭和28年2月24日には出産（昭和28年3月6日に長女出生）のため居住していたA市から実家のB市に帰省しており、そのころのことはよく覚えているが、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、支給されているとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格喪失し脱退手当金の支給要件を満たしている女性6名のうち、4名は支給記録が無い上、支給記録があり、「C社を退職したときに会社で手続きをしてもらって脱退手当金を受給した。」と証言している元同僚は、申立人と資格喪失日がほぼ同時期であるところ、厚生年金保険資格喪失日から脱退手当金支給日までの期間が、元同僚は約5か月であるのに対して、申立人は約10か月であることを踏まえると、当該事業所の事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、C社退職後の昭和27年7月25日に婚姻し、改姓しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿では氏名変更処理が行われておらず、28年2月24日に支給決定されている申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、同社B工場で昭和25年4月15日資格取得、27年11月25日資格喪失、同社C工場で27年12月1日資格取得、28年2月26日資格喪失、同社B工場で28年2月27日資格取得、28年5月3日資格喪失、同社本社で28年5月5日資格取得、29年2月21日資格喪失、同社B工場で29年2月21日資格取得、33年9月24日資格喪失であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年4月から同年7月までは2,500円、同年8月から同年12月までは4,500円、26年1月から同年4月までは5,000円、同年5月から同年9月までは6,000円、同年10月から27年10月までは8,000円、同年12月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から31年9月までは9,000円、同年10月から32年9月までは1万円、同年10月から33年8月までは1万2,000円とすることが必要である。

一方、申立人は、上記申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月15日から27年11月25日まで
② 昭和27年12月1日から28年2月26日まで
③ 昭和28年2月27日から同年5月3日まで
④ 昭和28年5月5日から29年2月21日まで
⑤ 昭和29年2月21日から33年9月24日まで

中学卒業後の昭和25年4月にA社B工場へ入社し、D県のC工場やE県の本社研究所に転勤し、その後再度B工場に戻り33年9月に退社したが、厚生年金保険の被保険者になっていない。社会保険庁の記録では同姓同名で生年月日の違う者の記録がありその者は脱退手当金を受給しているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険業務センターが保管する被保険者台帳並びに社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人と同姓同名で生年月日が「昭和F年G月H日」と表記されている者の厚生年金保険被保険者記録があり、基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっている。
一方、申立人の勤務履歴に係る証言は具体的であり、上記未統合記録と符合している上、元同僚は、「申立人と一緒にA社に採用され、B工場で勤務した後、一緒に本社研究所に転勤になった。」と証言しているところ、証言のとおり、当該同僚の被保険者記録と上記未統合記録とが一致しているほか、A社の後継事業所であるI社から提出されたA社本社の厚生年金保険被保険者資格取得届においても、当該同僚と上記未統合記録の者の同社本社における資格取得日は同日となっていることが確認できる。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等から総合的に判断すると、上記未統合記録は申立人のものであり、申立人が勤務したA社の各事業所では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出（同社B工場で昭和25年4月15日資格取得、27年11月25日資格喪失、同社C工場で27年12月1日資格取得、28年2月26日資格喪失、同社B工場で28年2月27日資格取得、28年5月3日資格喪失、同社本社で28年5月5日資格取得、29年2月21日資格喪失、同社B工場で29年2月21日資格取得、33年9月24日資格喪失）を社会保険事務所に行ったと認められる。
なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和25年4月から同年7月までは2,500円、同年8月から同年12月までは4,500円、26年1月から同年4月までは5,000円、同年5月から同年9月までは6,000円、同年10月から27年10月までは8,000円、同年12月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から31年9月までは9,000円、同年10月から32年9月までは1万円、同年10月から33年8月までは1万2,000円とすることが妥当である。
- 2 一方、申立期間については、未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認され、申立人の記録であると認められたところであるが、当該被保険者記録は、オンライン記録では、脱退手当金が支給されたこととなっていることが確認できる。

申立期間に係る脱退手当金については、申立人が勤務していたA社B工場

の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後に資格喪失し受給要件を満たしている女性 43 名のうち、41 名に支給記録があり、このうち 39 名は、厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 12 月 25 日に支給決定が行われている上、社会保険業務センターが保管する被保険者台帳には、厚生省から脱退手当金の裁定庁に対して、33 年 11 月 7 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているほか、一連の事務処理に特段の不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から56年11月まで

昭和47年10月に結婚し、国民年金の加入手続は、夫が勤務先であるA工場の事務担当職員のところへ行き、国民年金の加入手続を行い、それ以降自宅近くの郵便局で国民年金保険料を払ってきたので、未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、申立人は、B市（現在は、C市）において昭和56年12月1日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、このことは社会保険庁の記録とも一致しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、結婚後、その夫が勤務先で国民年金への加入手続を行ってくれたと主張しているが、国民年金の加入手続は、通常、市町村の窓口で行うものであり、その夫の勤務先において、妻の国民年金の加入手続を行っていなかったことを確認済みである。

さらに、申立人は、「健康保険証の交付が国民年金に加入していることを証明するものである。」と主張しているが、申立人は、その夫の被扶養者であり、交付を受けたとする健康保険証は、その夫の勤務先から交付を受けたものであることを確認済みである上、申立人が郵便局で国民年金保険料を納付したと説明していることについても、B市において、郵便局での国民年金保険料の徴収業務が開始されたのは、昭和50年代後半であることから、申立人の主張には不自然さが認められる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 56 年 3 月まで

夫婦で勤めていた会社が閉鎖になるということで昭和 43 年 9 月に退職し、夫婦で自営業を始め、妻（58 年に離婚）が夫婦二人分の国民年金保険料を婦人会の集金により納付していたにもかかわらず、申立期間について、妻が納付済みとなっているのに、私が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立人の退職後の申立人に係る国民年金の加入手続を行ったか否かについての記憶が曖昧である上、申立期間において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「二人分の保険料を集金人に渡していたかどうかは、はっきり覚えていない。」としており、申立人の保険料が納付されたか否かが不明である上、申立人には、申立期間以外にも国民年金未加入期間が多数存在する。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月及び同年3月

平成4年4月の半ば過ぎに、申立期間の国民年金保険料を納付しにA市B支所へ行き、「2年と2か月たっているけどいいですか。」と聞いたところ、受付の女性職員が奥の男性職員に相談しに行き、「取りあえず受け取っておけ。」という声が聞こえ、女性職員が戻ってきて、「いいですよ。」と言ったので、申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「2年と2か月を過ぎていた申立期間の国民年金保険料について、A市B支所に納付しに行き、窓口で保険料を受け取ってもらった。」と主張しているが、納付金額の記憶が曖昧である上、保険料納付の際に領収書^{あいまい}をもらったか否かについての記憶も無い。

また、申立人は、「申立期間中は失業手当を受給しており、夫の扶養になっていなかった。」と説明しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は「適用漏れ」の者として把握（時期不明）され、国民年金の第1号被保険者資格を、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成2年2月3日にさかのぼって取得していることが確認できるが、申立人も認識しているとおり、過年度納付の時効は2年であるため、申立人が申立期間の国民年金保険料を受け取ってもらったとする4年4月の時点において、申立期間のうち、2年2月の保険料を納付することは制度的にできない上、A市では過年度の保険料を納付することはできなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料をA市の窓口で受け取ってもらった。」と主張するのみで、申立人が申立期間について保険料を納付

していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立人から聴取しても、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月までの期間、38 年 7 月から 41 年 9 月までの期間及び 44 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月まで
② 昭和 38 年 7 月から 41 年 9 月まで
③ 昭和 44 年 4 月から同年 7 月まで

申立期間①及び②については、当時同居していた兄から、国民年金保険料を私の分も一緒に納付していたと聞いているし、申立期間③については、自分で市役所に行って納付書で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその兄の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 1 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、当時同居していた申立人の国民年金手帳記号番号が同時期に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその兄からは事情を聴取できる状況にない上、申立人は加入及び納付に直接関与しておらず、加入及び納付の実態が不明である。

2 申立期間③については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 41 年 9 月に払い出されたことが確認できるものの、申立人が所持する領収書により、申立人が申立期間③の直前の 43 年 11 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を、納付可能な限度に近い 53 年 11 月 20 日に追納していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン

記録により、平成 11 年 5 月 21 日に、昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 44 年 8 月から同年 10 月までの期間について厚生年金保険に加入していたことが判明したことにより記録が訂正され、平成 11 年 7 月 28 日に上記追納分が還付されていることが確認できることから、申立人の厚生年金保険の記録が判明するまでは、申立期間③の前から納付免除の取扱いとなっていたこと、及び申立人がそれを承知していたことが明らかであり、申立人が、申立期間③当時に免除申請を行った記憶は無いと主張しているのは不自然である。

- 3 さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 8 月までのうちの 2 年数か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 8 月までのうちの 2 年数か
月

妻 (申立人) は、昭和 37 年 4 月の結婚後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、隣組役員の集金により、私 (申立人の夫) の分と一緒に納付していた。

平成 5 年から 6 年にかけて社会保険事務所に行った際に、申立期間が未加入となっていることを知り、昭和 36 年 4 月から 44 年 8 月までのうちの 2 年数か月の国民年金加入記録が記載された年金手帳を同所の課長に渡し、記録の訂正を求め、これにより記録は訂正されたものと思っていたが、この度のねんきん特別便により、記録訂正されていないことが判明した。

申立期間が未加入とされているのは納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者等の資格取得日から、申立人が昭和 44 年 9 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿 (電算記録) 及び申立人が所持する年金手帳により、44 年 9 月 1 日に初めて国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、このことは、社会保険庁の特殊台帳 (マイクロフィルム) の記録とも符合する。

また、年金手帳に国民年金加入記録が記載されていたとする期間について、申立人の長男は、「両親が結婚した昭和 37 年 4 月からしばらく後の 39 年前後から、父の厚生年金保険加入に伴い母が国民年金の任意被保険者となる前

の 42 年 4 月までのうちの 2 年数か月であると思う。」と主張しているが、それ以上の特定はできない上、申立人が 44 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得した際に払い出された国民年金手帳記号番号以前のすべての国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人の名前は確認できず、44 年 9 月よりも前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の長男は、「申立期間の国民年金加入記録が記載された年金手帳を所持していたが、社会保険事務所に預けさせられた。その手帳を調べてもらえれば分かる。」と主張するのみで、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から9年1月まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、平成5年7月から同年9月までの期間については、9万8,000円に、5年10月から9年1月までの期間については、10万4,000円となっている。実際に受け取っていた給与の合計額は30万円ほどであったが、2か所の事業所から給与が支払われている形にされ、低い方の給与額で標準報酬月額が決定されている。申立期間について自己負担分の厚生年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付しても構わないので、実際に受け取っていた給与額を基礎とした標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書により、申立期間においては、毎月2か所の事業所から給与が支払われ、ひとは適用事業所からのもので、標準報酬月額9万8,000円に基づく厚生年金保険料が控除され、もう一方は適用事業所になっていない事業所からのもので、給与は外注費の名目で支払われ、保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、給与明細書が2枚に分けられ厚生年金保険料が下げられたことについて、「当時事業主側から何の説明もなかったが、保険料負担を低く押さえるためだとすぐに分かった。」と証言している上、申立人が申立期間途中の平成6年9月から保険料の事業者分を負担していることについて、「事業者側から社会保険を離脱してほしいと申入れがあったが断り、社会保険料の全額を自己負担することで継続した。」と証言していることから、申立人は、当時、標準報酬月額を引き下げるために2か所の事業所から給与を

支給する便法が講じられたことを承知していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、厚生年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付しても良いから、実際に支給された給与合計額を基に標準報酬月額を算定してほしいと主張しているが、厚生年金保険法第 75 条において、「保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない。」とされていることから、本件については、標準報酬額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月ごろから30年3月ごろまで
② 昭和31年8月ごろから同年12月ごろまで

昭和28年3月ごろから30年3月ごろまでA社に、31年8月ごろから同年12月ごろまではB社に勤務していた。元同僚に対する記憶も鮮明にあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚の証言により、申立人がA社（現在は、C社）に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られず、元同僚は、「厚生年金保険に加入できる者の職種、範囲も分からないし、申立人が加入していたかどうか分からない。」と証言している上、申立人が記憶している約10名の元同僚のうち、厚生年金保険の加入記録を確認できる者は5名であることから、当該事業所では社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったと推認できる。

また、申立期間②については、申立人がB社に勤務していたと証言する元社員もいるが、具体的な勤務実態の証言は何も無い上、当時社会保険事務を担当していた元社長夫人は、「入社後半月程度経過をみてから厚生年金保険に加入させていた。社員はすべて面識あるが、申立人のことは記憶に無い。」と証言しており、勤務期間及び勤務実態は不明である。

さらに、社会保険事務所の両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後において健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該両事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉

徴収簿等)は既に廃棄されており、このほか、申立期間について申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで

中学校を卒業した直後の昭和 39 年 4 月上旬から同年 12 月下旬まで、A 社に正社員として住み込みで働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が当時、A社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間が短かったこともあり勤務期間を特定するまでの証言を得ることができず、また勤務の実態も不明である。

また、申立期間当時の縫製業界での雇用の実態について、事業主の長男（元同僚）は、「1、2年の見習い期間は、住み込みで技術を教えていた。見習い期間は、社会保険に加入させていなかった。」と証言している上、申立人が申立期間当時一緒に仕事をしていたとする元同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得が昭和 40 年 2 月 5 日となっていることを踏まえると、当時の元同僚及び申立人は、見習いとしての取扱いであって厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当事業所は全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されており、このほか、申立期間について申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 11 月まで
② 昭和 41 年 3 月から 43 年 1 月まで

昭和 36 年 4 月に A 社の B ダム建設作業所で働き始め、44 年 9 月末日に C ダムで勤務を終えるまで、継続して A 社の工事に従事していた。このうち 40 年 12 月から 41 年 2 月までは失業保険を受給、43 年 2 月以降は厚生年金保険に加入していたので、この期間を除く申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間①及び②において、A 社に勤務していたことは確認できるものの、A 社では、「正社員は全員、人事記録、退職者台帳及び社員名簿に記載されるが、申立人の氏名は記載されていないことから、申立人は当社の正社員ではない。また、申立人が昭和 41 年 10 月に工長三級資格登録証を取得していることについては、当社現場の作業所で経験や技能を持つ作業員に与える資格である。」と説明している。

また、A 社では、「当時現場の建設作業所で採用した者は、厚生年金保険に加入させていなかったが、現場の班長が特別に認めた者は例外的に厚生年金保険に加入させていた。」と説明している上、当時現場で申立人が所属していた班の 5 名の元同僚のうち、4 名は厚生年金保険に加入しておらず、班長補佐であった 1 名が厚生年金保険に加入しているところ、申立人も「数年後に技術の習得及び資格の取得とともに班長を補佐するようになった。」と証言していることから、班長を補佐するようになって特別に認められた昭和 43 年 2 月に厚生年金保険に加入できたものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者原票

(紙台帳)では、昭和43年2月の被保険者資格取得以前に申立人の氏名は確認できない上、当時の労働者名簿等の関係資料は無く、このほか、申立人が事業主より給料から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 11 月 30 日まで
60 歳の時に年金受給の手続をした際に、脱退手当金が支給されていることを知った。

A社は予科練で使用する飛行機の部品を製造していた事業所で、昭和20年8月15日の正午の玉音放送を聞いて解散となった。

当該事業所は、終戦後は稼働せず、自分を含め飛行機の部品の製造のために集められた従業員達は、終戦以降は働きに行っていない。

社会保険事務所の記録において、昭和21年11月30日が当該事業所の資格喪失日となっているが、この日を資格喪失日とすることについて思い当たる節がなく、自分がいつ退職したことになっているのかも分かっていなかったのに、自ら脱退手当金を請求するはずがない。

また、当該事業所から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を受け取ってもいないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格喪失し脱退手当金受給要件を満たしている女性19名のうち、16名に支給記録がある上、いずれも厚生年金保険資格喪失日の約3か月以内に脱退手当金の支給決定が行われており、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に

係る厚生年金保険資格喪失日から1か月以内の昭和21年12月16日に支給決定が行われているほか、社会保険業務センターが保管する被保険者台帳には、脱退手当金の給付記録欄に支給額、被保険者期間、支給決定日等の脱退手当金支給記録が確認でき、当該記録は社会保険庁のオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に特段の不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。